

9.7 陸上植物に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

	計画検討に当たり講じた 環境保全配慮・ 環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
土地 又は 工作物 の 存在 及び 供用		<p>飛行場の存在により伐採がなされ、新たな林縁部が生じる場所は事業実施区域南東のターミナル側樹林地と、事業実施区域北西に位置する農道付け替え部周辺樹林地である。影響の範囲は、これらの樹林地のうち林縁部から林内へ100m程度の範囲と考えられる。</p> <p>微気象の変化の影響範囲内と考えられる場所において生育を確認した重要な種は8種であり、これらのうち、風衝地に生育する種（ガランビネムチャ）や、石灰岩の岩上に生育する種（ヒレザンショウ、ハリツルマサキ）、耕作地に生育する種（イヌコウジュ）、草地に生育する種（ヤリテンツキ）は、生育環境の変化は極めて小さいものと考えられるが、主に林内に生育する種（カワリバアマクサシダ、ヒジハリノキ、アコウネッタイラン）については、生育環境が変化し、生育状況が変化のおそれがあるものと予測される。</p> <p>なお、A洞窟及びD洞窟周辺の樹林地は現状のまま保存されることから、微気象の変化はないものと考えられる。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 農道付け替え部付近及びターミナル側に残存する樹林地については、環境保全措置を講ずることにより、微気象の変化が林内まで及ぶことはなくなるものと考えられることから、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。</p> <p>林縁部の植生の早期回復などの環境保全措置を講ずることにより、重要な種の生育状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	<p>現況の林内が土地改変に伴い林縁部となることにより、農道付け替え部のカワリバアマクサシダ、アコウネッタイラン、ターミナル周辺のカワリバアマクサシダ、ヒジハリノキの生育環境が変化することから、伐採に伴い新たな林縁部が生じる樹林地については、林縁部の植生（マント・ソデ群落）の早期回復に努めるとともに、植栽には可能な限り現地の植物を用いる。</p>	<p>環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、以下に示す事後調査を行う。</p> <p>○調査項目 ・植栽した株の活着状況</p> <p>○調査地点 ・植栽箇所</p> <p>○調査時期等 ・工事直前から3年程度 ・植栽後1年間は月1回程度とし、その後状況に応じて見直し、最低年に2回</p> <p>○調査方法 ・植栽した株の活着状況を把握。必要に応じて生育環境の改善を実施。</p>